

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………一
……………(総務局行政部政課)……………一

○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………一
……………(総務局行政部市町村課)……………一

告示

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
○建築基準法による道路位置の指定……………二
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二

告示 (消)

○火災予防施行規程の一部改正……………二
○キュービクル式変電設備等の基準の一部改正……………二
○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………三
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

公告

規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十五号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項イ中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同項ト中「第十一条第三項」を「第十一条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十六号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項イ中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同項ト中「第十一条第三項」を「第十一条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千二十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき西東京市新町四丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名

下田 敬一

二 事業施行期間

令和三年十一月二十二日から令和五年十二月三十一日まで

三 施行地区

西東京市新町四丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

西東京市新町四丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市泉町三丁目一番一号

六 施行認可の年月日

令和三年十一月二十二日

七 変更の内容

事業施行期間を令和六年九月三十日まで延長する。

八 変更認可の年月日

令和五年九月二十六日

●東京都告示第千二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和五年八月十八日

昭島市朝日町一丁目千二百二番二から同番九までの各

延長一〇・三七
幅員四・〇〇

告 示 (消)

一部

●東京消防庁告示第5号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月26日

東京消防庁

消防総監 吉 田 義 実

第6条の5の2中「第11条の2第3項」を「第11条の2第1項第1号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

●東京消防庁告示第6号

キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年10月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月26日

東京消防庁

消防総監 吉 田 義 実

第1項第3号中「床」の次に「、壁、柱等」を加える。

第2項第3号オに次のただし書を加える。

ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人いきいきフォーラム草の根支援

二 代表者の氏名

宇野 真人

三 主たる事務所の所在地

文京区向丘一丁目七番八号 コミュニティスペースほ

のほの内

四 更新された認定の有効期間

令和五年二月十八日から令和十年二月十七日まで

一 名称

特定非営利活動法人なかよし会

二 代表者の氏名

岡崎 昌史

三 主たる事務所の所在地

三鷹市井の頭二丁目二十一番十八号

<p>四 更新された認定の有効期間 令和五年二月十九日から令和十年二月十八日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人開発教育協会</p> <p>二 代表者の氏名 湯本 浩之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館三階</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和五年三月十六日から令和十年三月十五日まで</p>	<p>四 更新された認定の有効期間 令和五年四月十一日から令和十年四月十日まで</p> <p>三 主たる事務所の所在地 台東区浅草橋四丁目五番一号 水田ビル一F</p> <p>二 代表者の氏名 セカンドハーベスト・ジャパン</p> <p>一 名称 ペーレス・ジャーン・クレヴェン</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p>
<p>令和五年九月二十六日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 店舗名 ホームセンターコーナン足立扇店</p> <p>二 店舗所在地 足立区扇三丁目十四番十号</p> <p>三 設置者名 コーナン商事株式会社</p> <p>四 意見 ア 聴取者 足立区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和五年八月三十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年九月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト南敷地</p> <p>二 店舗所在地 東大和市清原三丁目一番二ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社HONJO</p> <p>四 意見 ア 聴取者 東大和市長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和五年八月三十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年九月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に</p>
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト北敷地</p> <p>二 店舗所在地 東大和市清原一丁目二百十三番六ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社HONJO</p> <p>四 意見 ア 聴取者 東大和市長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和五年八月三十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年九月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 グランパーク</p> <p>二 店舗所在地 港区芝浦三丁目四番一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名</p> <p>四 意見 ア 聴取者 港区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和五年九月五日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>

六 縦覧期間

令和五年九月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

